

# 3 過重労働対策

## 「過労死等防止啓発月間」に合わせて重点監督を実施——厚生労働省

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、「過重労働解消キャンペーン」等を展開している。「過労死等防止対策推進法」（平成26（2014）年11月1日施行）に基づく取り組みで、過労死等を防止する重要性について国民の関心と理解を深めるため、新聞・Web等で集中的に周知・啓発を行うほか、全都道府県でシンポジウムを開催。また、過労死等に係る労災請求が行われた事業場等や、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、重点的な監督指導を実施する。重大・悪質な違反が認められれば送検・公表も辞さず、結果として1年間に2回以上、同一条項の違反で是正勧告を受ければ、ハローワークでも一定期間、求人が受理されなくなる。同省ではこうした取り組みを通じ、引き続き、長時間労働の是正等に注力したいとしている。

### 1／3超で違法な残業を是正勧告

昨年の取組結果によると、重点監督を行った7,635事業場のうち、約2／3（65.9％）に当たる5,029事業場で、労働基準関係の法令違反が確認された。そのうち、2,848事業場（全体の37.3％）で違法な時間外労働（労働基準法第32条違反）、536事業場（同7.0％）で（同法第37条違反のうち、計算の誤り等を除く）賃金不払い残業、778事業場（同10.2％）で過重労働による健康障害防止措置の未実施（労働安全衛生法第18条違反や第66条等違反）があったという。

事例を見ると、例えばある飲食店では、労働者に36協定で定める上限（月

45時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長月183時間）を行わせつつ、過少に集計した労働時間分の割増賃金を支払っていなかった。さらに、満18歳に満たない年少者にも深夜労働を含む時間外労働をさせていたこと等から、是正勧告等が行われた。

また、例えばある食料品製造会社では、労働者数十人に月100時間を超える時間外・休日労働（最長月167時間）が認められた。36協定を確認すると、会社側が一方的に指名した者を代表に締結しており無効だったこと、さらに同社では、深夜業に従事させる場合の健康診断（6カ月以内ごとに1回）も行われていなかったことから、是正勧告等がなされたという。

### 7割超に健康障害防止措置を改善指導

重点監督を行った7,635事業場のうち、過重労働による健康障害防止措置が不十分なため、改善を指導したのは5,504事業場（72.1％）に及んだ。指導事項（複数計上）としては、時間外・休日労働の「月80時間以内への削減」（3,075事業場）が最も多く、これに「月45時間以内への削減」（2,389事業場）、「長時間労働による健康障害防止対策に係る調査審議の実施」（734事業場）、「面接指導等の実施」（483事業場）、「ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に係る調査審議の実施」（244事業場）等が続いた。

また、同省は昨年1月、新たに「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定し、労働時間の適正把握を促し

ているが、重点監督した7,635事業場のうち、労働時間の把握が不適正だとして指導が行われた事業場は約1／6に相当する1,232（16.1％）となった。

### 労働時間改善指導・援助チームを編成

長時間労働を巡っては、この間、畳み掛けて対策強化が図られてきた経緯がある。平成27（2015）年1月には、月100時間超の残業が行われている全事業場等に対する監督指導を開始。翌年4月には、監督対象が月80時間超まで拡大された。

また、監督指導・捜査体制の強化に向けて、平成27年4月に「過重労働撲滅特別対策班」（通称かたく）が新設された（東京・大阪両労働局内）。翌年4月には47局に新たに「過重労働特別監督監理官」を任命したほか、平成29（2017）年4月には省令組織として、「過重労働特別対策室」を創設した（本省内）。さらに本年4月には、全ての労働基準監督署に、働き方改革の推進に向けた「労働時間改善指導・援助チーム」が編成されている。

他にも、違法な長時間労働に対する「企業名公表制度」の創設（平成27年5月）や「労働条件相談はっとライン」の設置（平成26年9月）、インターネットによる「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」の監視（平成27年7月～）、下請法等の違反が疑われる場合の「中小企業庁・公正取引委員会への通報制度」の拡充（平成28（2016）年6月）等、総力を挙げた取り組みが進められている。

（調査部）